基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年一月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年一月三十日開催の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月十九日
鳥取県米子市新開二丁目一番七号
株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク
代表取締役　髙橋　孝之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十九日
埼玉県本庄市日の出一丁目一二番二九号
株式会社ペンテック
代表取締役　金井　紀明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十九日
東京都千代田区内幸町一丁目一番一号
エイチアールネットワン株式会社
代表取締役　井上　秀一

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式六十四株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月十九日
埼玉県本庄市日の出一丁目一二番二九号
株式会社ペンテック
代表取締役　金井　紀明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十九日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
WellPet Asia Pte. Ltd.
日本における代表者
ルーカス・オリバーフロスト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北川幸雄が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十九日
東京都港区南麻布三―二〇―一麻布グリーンテラス五階
株式会社シージェイエコ
日本における代表者　北川　幸雄
連絡先　神奈川県川崎市高津区下作延三丁目二四―一―三〇六

限定承認公告

本籍愛知県東海市加木屋町畑尻一八番地二、最後の住所愛知県東海市富木島町伏見三丁目一番地の二一ユーハウス富木島三B
被相続人　亡　加藤　聖志

右被相続人は平成二十六年八月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年十二月九日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十九日
愛知県東海市富貴ノ台一丁目一八九番地の二
限定承認者　加藤　秀之

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年二月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十二月十九日
東京都港区芝二丁目一四番五号
オリックス不動産株式会社
代表取締役　益子　哲郎

事業の全部の譲渡及び譲受の公告

左記会社は、平成二十六年十二月十二日に甲及び乙においてそれぞれ必要な機関の承認を得て、日本の金融当局の認可並びに韓国の金融当局の甲及び乙の合併の認可を得ることを停止条件として、甲は乙の東京支店が営む事業の全部を譲り受け、乙はかかる事業の全部を甲に譲渡することと致しました。

この事業の全部の譲渡及び譲受に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、銀行法第四十七条第二項及び第三十四条第一項の規定に基づき公告致します。

平成二十六年十二月十九日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビルディング（東京支店）
日本における代表者　金　奎成
大阪市中央区今橋四丁目一番一号淀屋橋三井ビルディング四階（大阪支店）
（甲）株式会社韓国外換銀行
東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング（東京支店）
（乙）株式会社ハナ銀行
日本における代表者　李　鍾承

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十七年一月三十日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定
（一）信託の当事者
委託者兼受益者
東京都港区南青山二丁目二番八号ＤＦビル五階
合同会社壬生キャピタル
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（二）信託の年月日及び契約名称
平成十八年三月九日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）
二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等
右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。
三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。
四、連絡先
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
不動産信託部
電話番号　〇三―六二五六―一三〇三

平成二十六年十二月十九日
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
支配人　坪川　昇司

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十六年十二月十日午前九時三十分開催の特定目的会社シャロンテック長宮が発行した特定目的会社シャロンテック長宮第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」という。）の特定社債権者集会（以下「本特定社債権者集会」という。）における左記決議について平成二十六年十二月十日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十六年（ヒ）第四百三十八号）がありましたので公告いたします。

記

本特定社債権者集会における決議事項
一、本特定社債の社債要項の「利払日」及び「最終償還期日」の定義並びに別紙Ｇ（償還スケジュール）を変更すること。
本決議は、本特定社債の社債要項の「利払日」及び「最終償還期日」の定義を変更し、それに伴い償還スケジュールに所要の変更を行うものです。

平成二十六年十二月十九日
東京都千代田区平河町二丁目一四番七号
特定目的会社シャロンテック長宮
取締役　石田　泉

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七三	上	終りから一〇	望ましい。	重要である。

◉号外　十二月十九日付第二八四号
第二八六号六四ページ●同
付衆会第九号一〇四ページ

五六ページ●同日付第二八五号七五二ページ●同日付
日付政府調達第二三八号一二八ページ●十月三十一日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）